

かねぐすくディサービスセンター

運 営 規 程

社会福祉法人 憲寿会

かねぐすくデイサービスセンター
指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当サービス〕事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人憲寿会が設置するかねぐすくデイサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当サービス〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下、「通所介護〔指定介護予防通所介護相当サービス〕従事者」という。）が、要介護状態（指定介護予防通所介護相当サービスにあっては要支援状態）にある高齢者（以下。「利用者」という。）に対し、適切な指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当サービス〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたって、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上に必要な介護及び機能訓練を行う。

利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために必要な援助を行う。

2 指定介護予防通所介護相当サービスの提供にあたって、利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

5 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者の綿密な連携に努めるものとする。

6 指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当サービス〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報の提供を行う。

7 第5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備、及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）、「指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35条）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする

- (1)名 称 かねぐすくデイサービスセンター
- (2)所在地 沖縄県糸満市兼城871番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1)管理者1名（常勤兼務職員）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し事業の実施に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 2名以上（常勤兼務職員 介護職員と兼務）

生活相談員は、利用者に係る通所介護計画に定められた内容を利用者又は家族に説明するほか、事業所に対する通所介護の利用の申込みに係る調整、介護員等に対する技術指導、及び相談援助等の生活指導、通所介護計画の作成を行う。

(3) 看護師 1名以上（常勤兼務 機能訓練指導員と兼務、介護職員と兼務）

利用者に係る通所介護計画に定められた内容を十分に把握し、各利用者の健康に関する全般について管理・指導、及び心身の状態を把握し、かかりつけ医師との連携を図ります。

(4) 介護職員 2名以上（常勤、常勤兼務、非常勤） 介護福祉士又は介護員養成研修終了
ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。介護職員は、生活相談員・看護師の指示のもと、通所介護計画に基づき通所介護の提供に当たる。

(5) 機能訓練指導員 1名以上（常勤兼務 看護師と兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 : 月曜日から土曜日（祝祭日を含む）。

(2) 年間の休日 : 日曜日、年末年始（12/31～1/2）。

天災その他やむを得ず業務を遂行できない日。

(3) 営業時間 : 午前8時30分から17時30分までとする。

(4) サービス提供時間 : 午前9時00分から16時15分までとする。

（指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービス利用定員）

第6条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスの利用定員は25名とする。

（事業の内容）

第7条 事業の内容は下記に掲げるとおりとする。

(1) 生活指導、相談援助

(2) 健康チェック

(3) 機能訓練

(4) 食事の提供

(5) 入浴介助

(6) 送迎

（利用者から受領する費用の額等）

第8条 法定代理受領サービスに該当する指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額、及び当該指指定介護予防通所介護相当サービスに係る介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用として、一食につき600円徴収する。

(2) 指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用については実費を徴収する。

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族の同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

4 費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者又はその家族に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、糸満市、八重瀬町・豊見城市・南風原町・那覇市とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従事者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、ご家族、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第13条 提供した通所介護に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1)採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2)継続研修 隨時
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
事業所の保有する個人情報の適切な取り扱いに関して社会福祉法人憲寿会の個人情報保護規定を遵守する。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
 - 5 事業所は、利用者に対する通所介護の提供に関する諸記録を整備し、当該通所介護を提供した日から5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人憲寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
なお、重要事項、運営規程、各種マニュアル等は利用者・ご家族・職員がスムーズに閲覧できるよう配置する。

附 則

この規程は、認可の日（平成23年7月1日）より施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月1日より施行する。 (第4条 改正)

附 則

この規程は、平成23年10月1日より施行する。 (第4条 改正)

附 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。 (第5条 改正)

附 則

この規程は、平成24年8月1日より施行する。 (第4条 改正)

附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。 (第4条 改正)

附 則

この規程は、平成25年7月1日より施行する。 (第5条 改正)

附 則

この規程は、平成25年8月1日より施行する。 (第4条 改正)

附 則

この規程は、平成26年6月1日より施行する。 (第4条、第5条、第6条 改正)

附 則

この規程は、平成28年4月1日より施行する。 (第1条、第2条、第4条、第5条、 第6条
、第8条、第11条 改正)

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。 (第4条 改正)

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。 (第5条 改正)

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。 (第6条 改正)

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。 (第10条、第15条、第16条、第17条 改正)

附 則

この規程は、令和6年12月1日より施行する。 【第8条、改正】

附 則

この規程は、令和7年12月1日より施行する。 【第5条、改正】